

無料調停手続相談について、お気軽にご利用ください

「調停」とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いにより、お互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた[調停委員](#)が、裁判官とともに紛争の解決にあたるため、裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、柔軟で円満な解決を図ることができます。

「調停手続相談」では、お金や土地・建物などに関する紛争（[民事調停](#)）や、夫婦間の問題や遺産の分割などの家庭内の問題（[家事調停](#)）について、調停委員が、調停手続の利用に関する相談に応じます。

ご利用にあたって

1

調停手続相談は、調停協会（調停委員の地域ごとの団体）が主催して行います。

2

相談は無料で、秘密は厳守されます。

なお、調停手続相談では、現に訴訟や調停になっている事件の相談や、法的な判断を求めるような相談はできませんので、ご注意ください。

3

開催時期・場所

7月1日から12月31日までの間に、各地で開催されます。

具体的な時期等は、地域によって異なりますので、くわしくは、[各地の裁判所](#)の総務課または庶務課にお問い合わせください。

なお、各地の裁判所のウェブサイトの中で、時期などについて紹介している場合もあります。

下のキーワードをクリックすると、裁判所ウェブサイト内の関連ページに移動できます。

[調停委員](#)

[民事調停](#)

[家事調停](#)

[各地の裁判所](#)